

議案第 7 2 号

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成18年12月 7 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年 3 月天理市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項を次のように改める。

2 前条第 3 号の手数料は、納入通知書その他市長が定める方法により徴収する。

第 8 条の 2 を削る。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。